鳥取県告示第274号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第2条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「旧法」という。)第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、整備法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

h 11.	主たる事務所の所	指定に係る相談支援事	指定に係る相談支	er 1 fr 1 p
名称	在地	業を行っていた事業所 の名称	援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜	東伯郡湯梨浜町大	社会福祉法人湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大	平成24年3月31日
町社会福祉協議会	字泊1085-1	社会福祉協議会指定相	字泊1085-1	
		談支援事業所		